

## 1 件名

東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について

## 2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

### 【背景】

本市では、東日本大震災により世帯主が負傷した世帯や、住居等に損害を受けた世帯に対し、生活を立て直すための災害援護資金の貸付を平成23年5月から行っている。

災害援護資金の申請期限については、当初期限の平成30年3月31日から1年間の延長が8度行われ、令和8年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部を改正する政令が令和8年4月8日に施行され、更に1年間延長された。

### 【目的】

政令に合わせ、本市においても災害援護資金の申請期限を延長するもの。

## 3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

### 【根拠法令：有 無】

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）

石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年石巻市条例第136号）

石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年石巻市規則第78号）

### 【総合計画の位置付け：有 無】

### 【個別計画の位置付け：有 無】

## 4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成23年5月 災害援護資金の申請受付開始

令和8年4月 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部を改正する政令の公布  
（令和8年4月8日施行）

5月 令和8年度6月補正予算裁定

## 5 主な内容

### 【申請期限の延長】

災害援護資金の申請期限を「令和8年3月31日」から「令和9年3月31日」とし、1年間延長するもの。

## 6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

### 【影響・効果】

貸付期間の延長により被災者の生活再建に資することができる。

### 【市財政への負担】

事業費 3,500千円

（財源）貸付原資負担 国2／3、宮城県1／3

## 7 他の自治体の政策との比較検討

東日本大震災により被災した、宮城県・岩手県・福島県の市町村のうち期間延長を必要とする市町村が同様の延長を行う。(令和8年5月1日現在)

期間延長自治体 仙台市、東松島市、七ヶ浜町、利府町、南三陸町

## 8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年 6月 市議会第2回定例会に関係補正予算について提案

7月 石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正  
(令和8年4月1日遡及適用)

## 9 その他

【災害援護資金概要】(令和8年3月末現在)

(1) 貸付限度額：3,500千円(り災の程度に応じて貸付限度額に定めがある。)

(2) 貸付実績：3,064件、6,425,517千円

貸付残高：1,105件、約1,418,949千円

(3) 参考：令和4年度に1件150万円の貸付

令和5年度以降は貸付実績なし